

## 「電子商取引」に係る調査項目について

平成30年8月2日

経済産業省

## 1. 電子商取引に係る調査事項の方向性について

電子商取引の調査事項設定に係る経済産業省におけるニーズの一つとしては、前回合同部会においてもご説明申し上げた、「消費者保護と健全な市場形成の観点から、インターネットを利用した通信販売等の取引の適正化を図るため、電子商取引や情報財取引等に関する様々な法的問題点について、関係する法律などの電子商取引を巡る法解釈の指針である『電子商取引に関する準則』の改訂」の基礎資料（トリガー情報・評価情報を含む）にするといったことがある。電子商取引市場の産業別規模感や推移といったものが把握されることで、検討すべき課題が明らかになり、かつ当該ガイドラインの改訂前後における効果測定も可能にするものと認識している。

その意味では、最低限必要な結果としては、我が国全体及び産業別の対一般消費者市場の規模感や推移といったものである。

この点を踏まえると、少なくとも調査事項については、我が国全体を推計できるものにしなければならない。

そのため、前回合同部会の場において御提案いただき、当方が承諾した「金額把握」については、精緻なデータが整備できるかもしれないという観点から非常に有効だと認識していたものの、同場において、総務省統計局から説明があったように、経済センサス - 活動調査から大きく調査事項を変更した場合、我が国全体を表章することが困難となり、拡大推計ができなくなるといったことを踏まえると、最低限の必要性を担保できないため、再検討すべきであると思われ、省内及び総務省統計局とも再度調整させていただいた結果、結果の利活用の面からも採用は難しいのではないかという結論を得たところである。

以上を踏まえ、あくまでも経済センサス - 活動調査において設定されていた調査事項を基本としつつ、「記入可能性の面」及び「拡大推計の精度の面」をヒアリングやシミュレーション等で検証をさせていただいた。

## 2. 報告者に対するヒアリング概要

「電子商取引」に係る調査項目について、報告者に提示し、記入可能性についてヒアリングを実施。

限られた時間の中、8社（※）から回答を得た。

- ※ G 情報通信業：2社
- H 運輸業，郵便業：1社
- I 卸売業，小売業：2社
- J 金融業，保険業：1社
- N 生活関連サービス業，娯楽業：2社

ヒアリング結果としては、総じて回答可能というものであったが、

- ・ 金額を回答するよりも割合で回答する方が、負担感が少ない
- ・ サイトに係る補足説明は具体的に書かれていた方が良い

との意見をいただいたところ。

## 3. 拡大推計を含む結果の評価について

前回合同部会において総務省統計局から、売上高基準と電子商取引の間の相関は必ずしも強くなく、推計には留意が必要といった説明があったことも踏まえ、当該状況を整理するために、24年活動調査及び28年活動調査をパネル化したデータで様々なシミュレーションを実施したところ。その結果を踏まえると、精緻な実額推計を安定的に達成する推計手法の確立は容易ではなく、まずは全体推計には横置き推計を採用することとしたい。

横置き推計の結果で実額を見てみると、中分類レベルで乖離が生じているが、大分類レベルでは、顕著な乖離はみられず、規模感の把握は可能である。また変化率で見ると、大きさには若干の差異があっても、変化の方向は一致しており、動向面の把握にも支障はない。

以上を踏まえると、当方として最低限必要と考える電子商取引における一般消費者の市場規模に係る規模感や推移といった利用ニーズを踏まえれば、十分な結果であると認識するところ。

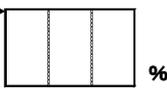
## 4. 結論

以上を踏まえ、調査事項としては、別紙の1.「修正案」を提示し、こちらを今般の経済構造実態調査の調査事項として設定したい。

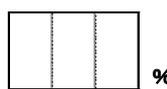
経済構造実態調査における電子商取引に係る調査事項について

1. 調査事項（調査票）

①現行：

<p><b>9 電子商取引の有無及び割合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当する番号すべてを○で囲んでください。</li> <li>電子商取引とは、インターネットなどを介して成約（受発注が確定）した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。</li> </ul>	<p>1 一般消費者と行った</p> <p>2 他の企業と行った</p> <p>3 行わなかった</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">             「総売上（収入）金額」に占める個人（一般消費者）との電子商取引の割合を記入してください。         </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>
--	---

②修正案：

<p><b>9 電子商取引の有無及び割合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当する番号すべてを○で囲んでください。</li> <li>「1 一般消費者と行った」に該当する場合は、5欄の「① 売上（収入）金額」に占める一般消費者との電子商取引の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）</li> <li>電子商取引とは、インターネットなどを介して成約（受発注が確定）した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。</li> </ul>	<p>1 一般消費者と行った<sup>※</sup></p> <p>2 他の企業と行った</p> <p>3 行わなかった</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">             5欄の「① 売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。         </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <p><small>※ 取引相手を個別に判別できない場合には、専ら一般消費者を対象にモノ、サービスを提供するサイト（いわゆる「BtoCサイト」のことで、サイトの運営について自社か他社かは問いません）等の単位で取引金額の割合をお答えください。</small></p>
---	--

## 2. 記入のしかた（イメージ）

- 当てはまる番号を全て○で囲んでください。ただし、1、2と3は同時に選ぶことはできません。
- 電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約（受発注が確定）したものをいいます。  
したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。
- 「1 一般消費者と行った」場合の一般消費者との電子商取引の割合を記入するにあたっては、以下のような商取引の例を参考にしてください。なお、取引相手を個別に判別できない場合には、専ら一般消費者を対象にモノ、サービスを提供するサイト（いわゆる「B to Cサイト」）のことで、サイトの運営について自社か他社かは問いません）等の単位で取引金額の割合をお答えください。

### 対象となる商取引の例

#### 物品の例

- インターネット・ショッピング・サイトなどに店出し、商品を販売する場合
- 自らショッピング・サイトを構築し、商品を販売する場合

#### サービスの例

- 旅行・宿泊などの予約
- 航空機・電車・バスなどの座席予約
- イベントなどのチケット予約
- 自動車損害保険などの販売
- インターネットバンキング
- コンビニエンスストアに設置された端末でのチケットなどの販売

※電子商取引に該当する金額は、一般消費者から得た収入金額（旅行代金、運賃、保険料、インターネットバンキングの手数料など）です。

#### デジタルコンテンツの例

- 映像（動画像）、音楽などの販売
- 電子書籍などの販売
- ゲームなどのオンライン用コンテンツの販売

### 対象とならない商取引の例

- ×受発注行為の準備行為に関連する見積もり、購入前調査
  - ・見積もり請求、資料請求又はカタログ請求
- ×通常、インターネット上で契約が完結することがないもの
  - ・商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合
  - ・対面での説明・書籍提示等が必要な場合（不動産・住宅リフォーム・レンタカーなど）
- ×直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページの開設のみの場合
  - ・商品を広告するためのホームページの開設
  - ・「買い物かご」による購入や予約ができない場合
  - ・他のサイトにリンクしているだけの場合
- ×銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引
  - ・航空機、電車、バスなどのインターネットからの座席予約は対象となりますが、専用線を用いた自動券売機の売上は対象外